

森林土木工事に係る簡易型総合評価落札方式の評価項目・評価基準及び評価配点

評価項目	評価基準	施工計画あり		施工計画なし				
		配点	得点	配点	得点			
施工計画	工事の実施手順等	工事の手順、各工種の工期が適切であり、現場条件への対応、安全対策等の工夫が見られる	3	3	7	/	/	
		工事の手順、各工種の工期が適切であるが、現場条件への対応、安全対策等の工夫が見られない	1					
		一部改善の余地がある	0					
	施工上の課題への対応の的確性	課題への対応が現地環境条件を踏まえて的確に図られ、工夫が見られる	4	4				
的確であるが、工夫が見られない		2						
不適切ではないが部分的な内容となっている		1						
	一部改善の余地がある	0						
企業の施工実績	同種工事の施工実績(過去15年間)	国の機関が発注した同種工事の実績あり	2	2	13	2	2	
		地方公共団体が発注した同種工事の実績あり	1					
		国の機関及び地方公共団体以外の者が発注した同種工事の実績あり	0					
	工事成績(過去3年間の平均)	80点以上	3	3	3	3	3	
		75点以上80点未満	2					
		70点以上75点未満	1					
		70点未満又はなし	0					
	低入札価格調査対象工事の工事成績(過去2年間)	対象工事なし又は対象工事があり当該工事の工事成績評定点が70点以上	3	3	3	3	3	
		対象工事があり当該工事の工事成績評定点が70点未満	0					
	優良工事表彰(過去10年間)	農林水産大臣、林野庁長官表彰の実績あり	3	3	3	3	3	
森林管理局長表彰の実績あり		1						
表彰なし		0						
施工困難工事(過去2年間)	施工困難工事の施工実績あり	1	1	1	1	1		
	施工困難工事の施工実績なし	0						
近隣地域内工事の施工実績(過去5年間)	施工実績あり	1	1	1	1	1		
	施工実績なし	0						
配置予定技術者の能力	配置予定技術者の施工経験(過去5年間)	主任(監理)技術者の経験であり、かつ、工事成績評定点が80点以上	3	3	7	3	3	
		主任(監理)技術者の経験である	1					
		主任(監理)技術者の経験でない	0					
	配置予定の主任(監理)技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士又はそれと同等と認められる資格	1	1		1	1	7
		2級土木施工管理技士又はそれと同等と認められる資格	0					
	配置予定技術者の継続教育(過去3年間)	森林分野に関する継続教育の取得ポイントが20点以上あり	3	3		3	3	7
森林分野に関する継続教育の取得ポイントあり		2						
他(土木施工管理技士等)の継続教育の前年度取得ポイントあり		1						
	取得ポイントなし	0						
企業の信頼性・地域への貢献	不誠実な行為(指名停止等)の状況	過去2年間に不誠実な行為(指名停止等)がない	0	0	10	0	0	
		過去2年間に不誠実な行為(指名停止等)がある	-2					
	本店、支店又は営業所の所在地の有無	当該森林管理署等管内に本店、支店又は営業所あり	1	1	1	1	10	
		当該森林管理署等管内に本店、支店又は営業所なし	0					
	災害時における活動実績(過去2年間)	森林管理局と締結した協定に基づく活動実績が2回以上あり	2	2	2	2	10	
		活動実績あり	1					
		活動実績なし	0					
	国土緑化活動に対する取組(過去2年間)	取組あり	1	1	1	1	10	
		取組なし	0					
	ボランティア活動の実績(過去2年間)	活動実績あり	1	1	1	1	10	
		活動実績なし	0					
	ワーク・ライフ・バランス等の推進	「えるぼし」や「くるみん」、「ユースエール」等の認定又は「一般事業主行動計画」、「若手技術者等の確保・育成への取り組み」を行っている	1	1	1	1	10	
		認定を受けていない	0					
週休2日の取組実績(過去1年間)	森林土木工事における週休2日の取組実績証明書の通知を受けた実績あり	1	1	1	1	10		
	森林土木工事における週休2日の取組実績証明書の通知を受けた実績なし	0						
賃上げ実施の表明	事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	2	2	2	2	10		
	事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	2						
	上記の内容に該当しない	0						
	賃上げ実績が賃上げの基準に達していない場合、若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は書類等が提出されない場合であって、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間に該当する	-3						
	上記の内容に該当しない	0						
緊急応急工事の受注実績(過去2年間)	緊急応急工事の施工実績あり	1	1	1	1	10		
	緊急応急工事の施工実績なし	0						
合計		37		30				